

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LA201
講義コード	1LA000100
講義名	行政法 I (行政作用法) A組
担当者名	室井 敬司
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	

科目的趣旨	わたくしたち市民と行政の法的関係は、多面的である。しかもその法的関係は、私人間のものとは異なっている。つまり、行政の究極の目的は公益の実現であって、その手段は多様であるが、私人間の活動の基本が対等な当事者による契約であるのに対して、行政の手段は多かれ少なかれ権力性をもつことが多い。そこで、この講義では、行政法の基本原理と現在の行政権の手法の統制の有り様を扱う。具体的には、行政処分、行政指導、行政強制、行政手続などの法的統制である。
授業の内容	行政法 I は、現在の行政がどのような手段を使って目的を達成しているか、という内容。 現在のわれわれの生活は行政との関係を抜きにしては成り立たないが、現代の行政とわれわれ市民との関係はきわめて多面的である。もとより、行政の目的は公益の実現であるが、その手法は権力的な手段から非権力的な手段と多種多様である。そこでこの講義では、行政のさまざまな行為形式の特徴を法的統制の観点から理解することを目標とする。つまり、世の中をよくするために、行政こそが襟を正さなくてはならないという視点から行う。 行政作用法の中心的行為形式は行政行為である。行政行為という特殊な行為形式の概念、効果、諸効力(特に公定力)について学ぶ。また、行政行為を行なうにいたる過程を理解することも重要である。加えて、行政法の基礎理論、最終的な行政強制などについても学ぶ。
科目的到達目標 (理解のレベル)	各種公務員試験等に向け、諸君の行政法理解が確実なものとなって、将来の日常生活や公務員試験、行政書士試験にも役立つようなものにしたい。諸君もその意気込みで受講してほしい。新聞等における行政作用法に関する記事の内容を理解し、一般人に説明できるようなること。 行政の仕事は、一連の流れに従っている。その手順過程を把握することが重要である。すなはち、どのような法律に基づき、行政立法や行政計画を通して、種々の行政手続を経て行政行為にいたる過程を把握し、最終的な行政強制が行われるようになるまでを理解することが目標である。
授業形態	講義
授業方法	授業は講義形式で行う。レジメを使用しての講義形式が基本である。レジメは配布しないので、予め、manabaの掲載されたレジメをプリントアウトして授業に出席することが求められる。 なお、可能であれば、授業の導入題材としてビデオ教材なども使用する。この場合は、教室のスクリーンを使用する。 また、授業中に質疑・意見等を求めたり、最後に小テスト等演習問題をmanaba等を使用して行い、その解説を行う予定である。その評価は、最終的な成績評価においても考慮される。
授業計画	<p>1 ガイダンス この講義では、警察、公害環境、福祉、公共事業など多種多様な現代行政作用の法制度を個別に説明するのではなく、それら諸制度に横断的に共通する一般的な行政法のしくみを学ぶことを理解させる。</p> <p>2 行政法を学ぶ理由・教える理由・行政の特徴・行政法の全体構造・内容 行政法の全体像を通して行政法を学ぶ理由などを考える。</p> <p>3 民法との相違 私的自治と法治主義。</p> <p>4 法律による行政の原理－日本の行政法の基本原理 法律の優先の原則。法律留保の原則。法律の法規創造力の原則。</p> <p>5 古典的裁量論 要件裁量。効果裁量。自由裁量。法規裁量。</p> <p>6 現代の裁量統制 裁量権の濫用・濫用の法理。</p> <p>7 行政組織法 狭義の行政組織法。</p> <p>8 公物・公務員法・警察法 行政財産。普通財産。公務員の権利と義務。警察公共の原則。警察消極目的の原則。警察比例原則。警察責任の原則。</p> <p>9 行政立法－命令等制定手続 法規命令。行政規則。委任命令。執行命令。白紙委任の禁止。</p> <p>10 行政計画 拘束的計画。行政計画の法的統制。</p> <p>11 行政行為の概念 行政の道具概念。裁判行為との異同。</p> <p>12 行政行為の類型 法律行為的行政行為。準法律行為的行政行為。</p> <p>13 行政行為の諸効力 公定力。不可争力。自力执行力。不可変更力。</p> <p>14 行政行為の瑕疵 無効と取消の区別。</p> <p>15 行政行為の取消・撤回・附款 遡及効。從たる意思表示。</p> <p>16 行政契約と行政指導 非権力行政作用の統制。</p> <p>17 行政上の強制手段 直接強制。行政代執行。執行罰。即時強制。</p> <p>18 行政罰等 行政刑罰。行政秩序罰。公表。</p> <p>19 申請処分手続 審査基準。理由付記。</p> <p>20 不利益処分手續 処分基準。</p> <p>21 行政調査・情報公開請求権・非公開事由</p>

	<p>任意調査。間接強制付調査。強制調査。</p> <p>22 情報公開の救済手続・公文書管理法 知る権利と情報公開請求権。非公開事由。 国民の生來への知的資源。</p> <p>23 行政機関個人情報保護制度 自己情報統制権。</p> <p>24 特定秘密保護法・番号法・共謀罪法 プライバシー権。</p> <p>25 地方自治の組織と活動 地方自治の本旨。自治立法権。自治行政権。</p> <p>26 地方と国の関係 国地方係争処理手続。</p>
事前・事後学修	<p>教科書は指定しないが、準教科書として櫻井敬子・橋本博之『行政法(6版)』(弘文堂)(最新版)を推奨。どんな教科書類でもよいので、事前にアップする当日用レジメ内容に関する部分を読んで講義にのぞむこと。何でもよいが、少なくとも一冊の教科書類は必須。</p> <p>受講者は、必ず、manabaにアップしたレジメをプリントアウトして持参すること。教室では、板書は行わない。また、スクリーンの文字は小さくて見づらい可能性がある。教室で資料等紙の配布物はしない予定である。</p> <p>事前にmanaba等で事例的課題を出す場合もあるので、その場合は各自で取り組み、授業にのぞむこと。</p> <p>授業後は、自分で作ったノート等をよく読み復習すること。わからないことがある場合は、教室での質問やmanabaのスレッド・メールで尋ねてほしい。また、毎回の小テストの復習をすること。</p>
成績評価方法・基準	<p>レスポン26回分中、単位資格前提要件としてレスポン18回以上が必須。各回ごとの公欠等は認めない。通常、9回も欠席するということはありえないからである。ただし、9回以上の欠席者で、正当な理由がある場合は、最終講義後1週間以内に、該当書類等をメールで提示すれば、資格を認める。</p> <p>レスポンの時間はその日により変更する。</p> <p>成績評価は、定期試験=100%。課題レポート・毎回の小テストはプラスアルファ評価。合計60%以上が単位取得要件。</p>
教科書・指定図書	<p>指定図書</p> <p>1【準教科書】櫻井敬子・橋本博之『行政法(6版)』(弘文堂)(最新版) 2兼子仁著『私の法解釈学の成立と焦点』(編集工房悠々) 3兼子仁著『地域自治法学論集』(編集工房悠々) 4別冊ジャーリスト行政判例百選 I (最新版) 5芝池義一著『行政法読本』(4版、有斐閣) 6兼子仁著『自治体行政法入門』(最新版・北樹出版) 7藤田寅靖『行政法入門』(最新版、有斐閣) 8塩野宏著『行政法 I』(最新版、有斐閣) 9畠山武道・下井康史編著『はじめての行政法[最新版]』(三省堂) 10石川敏行他著『はじめての行政法[最新版]』(有斐閣アルマ)</p>
履修上の留意点	<p>毎日、新聞等のニュースを読んで行政がかかわる記事や裁判を理解できるようにしよう。行政法は憲法の具体化法といわれることがある。したがって、憲法 I・IIを履修していることが望ましい。</p> <p>最初の授業に必ず出席すること。</p> <p>受講者の人数制限はありません。</p>
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LA202
講義コード	1LA000200
講義名	行政法Ⅱ(行政救済法)
担当者名	横内 恵
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	

科目的趣旨	公益の実現を目的とする行政のしごとには、過去の例からわかるように、行政権の違法もしくは不当な行使による市民の権利利益の侵害を伴うこともある。そこでこの講義では、市民がどのように救済されるしくみになっているのかを学ぶ。その内容は、行政のしごとによってもたらされた被害や損失の穴埋めに関わる損害賠償や損失補償と、違法な営業禁止処分など被害等をもたらしている原因行為を除去してもらうための行政不服審査や行政訴訟である。
授業の内容	「行政法Ⅰ」の授業内容を前提として、違法または不当な行政活動を是正したり、国民の権利を保護したりするための救済制度について、具体的な事例を取り上げながら解説する。
科目的到達目標 (理解のレベル)	行政と国民の間の紛争をいかに法的に解決しうるかを、体系的にとらえることができるようになること、また、個別の救済制度の基本的内容を理解できるようになることを本講義の到達目標とする。
授業形態	講義
授業方法	教員による解説を中心として授業を行う。教科書と判例集に沿って授業を進めるが、適宜、スライドやレジュメも使用する。授業中に課題を出題し、学生が考えたり発言したりする機会を設ける予定である。また、授業中にリアクションペーパーの記入を求めることがある。
授業計画	<p>【第1回】オリエンテーション、イントロダクション</p> <p>【第2回】行政不服申立総説</p> <p>【第3回】行政不服審査法(1)不服申立の要件</p> <p>【第4回】行政不服審査法(2)不服申立に対する判断、裁決の効力</p> <p>【第5回】取消訴訟(1)訴訟要件(処分性)</p> <p>【第6回】取消訴訟(2)訴訟要件(原告適格)</p> <p>【第7回】取消訴訟(3)訴訟要件(その他)</p> <p>【第8回】取消訴訟(4)取消訴訟の終了(判決の効力)</p> <p>【第9回】取消訴訟(5)取消訴訟と仮の権利保護(執行停止制度)</p> <p>【第10回】小試験Ⅰ(行政不服審査法、取消訴訟のまとめ)</p> <p>【第11回】無効等確認訴訟</p> <p>【第12回】不作為の違法確認訴訟</p> <p>【第13回】義務付け訴訟</p> <p>【第14回】差止訴訟</p> <p>【第15回】当事者訴訟</p> <p>【第16回】民衆訴訟(1)選挙に関する訴訟</p> <p>【第17回】民衆訴訟(2)住民訴訟</p> <p>【第18回】機関訴訟</p> <p>【第19回】行政裁量と司法審査</p> <p>【第20回】国家賠償法(1)総説</p> <p>【第21回】国家賠償法(2)公権力の行使</p> <p>【第22回】国家賠償法(3)行政権限不行使</p> <p>【第23回】国家賠償法(4)公の营造物の設置・管理</p> <p>【第24回】損失補償法</p> <p>【第25回】国家補償の谷間</p> <p>【第26回】小試験Ⅱ(これまでのまとめ)</p>

	なお、上記計画は、受講生の理解度等に応じて変更されることがある。
事前・事後学修	毎回に授業前に、教科書の該当ページを読むことを求める。 そして、毎回の授業後に、配布資料や教科書を用いた復習を行うことを求める。 また、授業中に、次回の授業に向けて課題を出すこともある。その場合には事前学習としてその課題に取り組むことを求める。
成績評価方法・基準	小試験Ⅰ(25%)、小試験Ⅱ(60%)、リアクションペーパー(15%)。
教科書・指定図書	1. 教科書 (1)北村和生、佐伯彰洋、佐藤英世、高橋明男『行政法の基本[第7版]』(法律文化社、2019年)。 (2)斎藤誠、山本隆司編『行政判例百選Ⅱ[第8判]』(有斐閣、2022年)。 2. 指定図書 大橋真由美、北島周作、野口貴公美『行政法判例50!』(有斐閣、2017)。
履修上の留意点	この科目は、「行政法Ⅰ」を履修済みの学生を対象とする。
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LA101
講義コード	1LA000300
講義名	憲法 I (人権) A組
担当者名	飯田 稔
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C
備考	

科目的趣旨	憲法学のなかでも、いわゆる人権論を取り上げる。憲法第3章に掲げられた国民の諸権利について、それぞれの権利内容、法的性格、限界などに関する主要な学説を検討するほか、判例によるその運用にも注目する。憲法解釈論が中心となるが、憲法史的考察や比較法的分析も取り入れて、現実の憲法政治における人権保障の実態を明らかにするよう努める。さまざまな権利に共通する総論的問題についても、適宜論及する予定である。
授業の内容	日本国憲法の保障する基本的人権について、その基礎理論と具体的規範内容を解明する。とりわけ裁判例を重視し、現在のわが国における人権保障の在り方を正確に認識した上で、そこに含まれる憲法上の問題を考察したい。
科目的到達目標 (理解のレベル)	学生には、既存の学説や判例を理解するのみならず、現実の憲法問題に対して自分自身の見解を展開しうるだけの高度な法的能力を習得してもらう。法科大学院の入学試験レベルの問題に、自力で取り組むことのできる程度の理解を得ることが目標である。
授業形態	講義
授業方法	2023年度は、全学的に対面式授業へと復帰する予定である。受講者は、正当な理由のない限り、自ら出席して講義を聴講しなければならない。講義の進度にもよるが、学生の授業参加を促すため、口頭発表や討論の形を取り入れることもありえよう。いずれにせよ、受講者側の積極的な取組みが重要であることが多いまでもない。なお、レジュメその他の資料は、本学の授業支援システム manaba を用いて配布する。
授業計画	<p>1. オリエンテーション(教科書1章)</p> <p>(1) 「憲法」とは何か (2) 憲法を学ぶ意義 (3) 憲法 I の位置づけ (4) 教科書・参考書 (5) 成績評価</p> <p>2. 人権の類型(5章1)</p> <p>(1) 分類・体系化の意義 (2) さまざまな分類方法 (3) 代表的分類とその問題点</p> <p>3. 思想・良心の自由(7章1)</p> <p>(1) 思想・良心(=内心)の自由 (2) 主要な判例</p> <p>4. 信教の自由(7章2-1, 2, 3)</p> <p>(1) 信教の自由の意義 (2) 信教の自由の限界 (3) 主要な判例</p> <p>5. 政教分離原則(7章2-4)</p> <p>(1) 政教分離の法的性格 (2) 政教分離の程度(厳格さ) (3) 判例の展開</p> <p>6. 表現の自由 I 総論(8章1, 2)</p> <p>(1) 表現の自由の優越的地位 (2) 表現行為の制約と違憲審査基準</p> <p>7. 表現の自由 II 各論(8章3~5)</p> <p>(1) 知る権利 (2) 報道の自由・取材の自由</p> <p>8. 検閲の禁止(8章2-1)</p> <p>(1) 検閲の概念 (2) 判例</p> <p>9. 集会・結社の自由(8章6)</p> <p>(1) 多数人の行動を伴う表現行為 (2) 公安条例 (3) 公の施設の利用制限</p> <p>10. 学問の自由と大学の自治(7章3)</p> <p>(1) 学問の自由の意義と限界 (2) 大学の自治</p> <p>11. 職業選択の自由(9章2, 3)</p> <p>(1) 職業選択の自由の内容 (2) 職業選択の自由の制約 (3) 判例の展開</p>

	<p>(4) 居住・移転の自由</p> <p>12. 財産権(9章1)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 財産権保障の意義 (2) 財産権の内容とその制限 (3) 正当な補償 <p>13. 刑事手続と人権(10章)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法定手続の保障 (2) 刑事手続と行政手続 (3) さまざまな手続保障 <p>14. 受益権(11章)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益権総説 (2) 裁判を受ける権利 (3) 国家賠償請求権 <p>15. 参政権と選挙制度(13章)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選挙権の法的性格 (2) 選挙権の制限とその合憲性 (3) 選挙に関する憲法上の原則 (4) 判例の展開 <p>16. 社会権総論(12章1)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会権保障の意義 (2) 社会権の法的特質 <p>17. 生存権(12章2)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生存権の内容 (2) 生存権の法的性格 (3) 判例の展開 <p>18. 教育を受ける権利(12章3)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 國家の教育権と國民の教育権 (2) 権利内容と法的性格 (3) 子どもの学習権 <p>19. 勤労権・労働基本権(12章4、5)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働基本権の内容と法的性格 (2) 労働基本権の限界 (3) 主要な判例 <p>20. 法の下の平等(6章2)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平等原則の意義と内容 (2) 平等権と平等原則 (3) 主要な判例 <p>21. 幸福追求権(6章1)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 無名基本権の保障 (2) 一般的の自由説と人格的利益説 (3) 名誉権・プライバシー権 (4) 自己決定権 <p>22. 人権の享有主体 I(5章2)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人権主体論の意義 (2) 外国人 <p>23. 人権の享有主体 II(5章2)</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 法人 (4) 女性、子ども (5) 天皇、皇族 <p>24. 特別の法律関係における人権(5章4)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公務員 (2) 在監者(刑事収容施設被収容者) <p>25. 人権の私人間効力(5章3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 私人間効力論の意義 (2) 直接適用説と間接適用説 (3) State Action の理論 (4) 基本権保護義務論 (5) 主要な判例 <p>26. まとめ: 人権論の展望</p>
事前・事後学修	授業開始前に、憲法 I(人権)の主要テーマを配布する。テーマごとに教科書の該当部分を指摘するので、あらかじめ読んでおくこと。また、レポート課題については、提出後、担当者が解答例を公表するので、これと照らして自己点検を行ない、さらに、参考書を用いて理解を深めておくのが望ましい。
成績評価方法・基準	学期半ばのレポート、学期末の筆記試験(論述式)の結果を総合して評価する(それぞれ50%)。いずれも、与えられた課題に対して、学説や判例の動向を踏まえ、自説を論理的に展開する力が求められる。
教科書・指定図書	教科書 :古野豊秋・畠尻剛編『新・スタンダード憲法(第4版補訂版)』(尚学社) 指定図書:工藤達朗編『よくわかる憲法(第2版)』(ミネルヴァ書房) :工藤達朗編『憲法判例インデックス』(商事法務) :別冊ジュリスト『憲法判例百選 I・II [第7版]』 その他、開講時および随時、参考文献を指摘する。 教科書等は、Amazon または丸善雄松堂のサイトで購入することができる。
履修上の留意点	講義で取り上げができるのは、憲法学のごく一面にすぎない。予習・復習等を通して、自ら学ぶ姿勢が不可欠である。
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LA102
講義コード	ILA000410
講義名	憲法 II(総論・統治機構)B組
担当者名	春山 習
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C
備考	

科目的趣旨	憲法学のなかでも、いわゆる統治機構論を取り上げる。国会、内閣、裁判所といったわが国の主要な国家機関について、その法的地位、権限行使の内容、手續、制約などを、統治機構全体の中に体系的に位置づけつつ考察する。静態的な制度論のみならず、動態的な現実の運用にも注目し、人権保障に適った統治機構の在り方を追求する。その前提として、憲法学の総論ないし基礎理論についても、若干の分析を加える予定である。
授業の内容	<p>内容はほぼ「科目的趣旨」に尽きているが、若干敷衍しておきたい。</p> <p>日本国憲法は、前期に学習した第3章の人権規定の次に、第4章「国会」、第5章「内閣」、第6章「司法」の諸規定を置いている。これがいわゆる立法、行政、司法の三権である。一般的に国家権力はこの三つのいずれかに分類されるから(権力分立)、これらの諸規定を学ぶことによって、日本という国家機構がどのような法的仕組みを持っているのか(いわゆる統治機構)が理解できるわけである。</p> <p>ところで、日本国憲法は制定以来一度も改正されていないが、そうすると、国家権力のあり方も70年以上全く変わっていないのだろうか。実はそうではない。実際には、憲法だけではなく法律(公職選挙法や裁判所法、内閣法といった法律を考えてほしい)も国家権力のあり方に大きな影響を与えていた。国家機構の法的把握のためにには、こうした点にも目を向けなければならない。</p> <p>さらに、前期で学習するように、法は条文の規定通りに働くとは限らないうえに、条文によって現実に起こる事象全てをカバーすることは不可能であるから、実際に権力にある者たちがどのように国家権力を行使しているかを分析する必要もある。これが「動態的な現実の運用」に注目することである。特に90年代以降は、諸法律の改正と制度の運用変更によって日本の統治システムは大きな変容を被った。現実の政治動態をつかむには、こうした現実政治のあり方も踏まえなければならない。</p> <p>最後に付け加えておけば、こうした検討の背後には(あるいは前提には)、「そもそも国家権力とは何のためにあるのか」、「統治機構と人権はどういう関係にあるのか」といった根本的な問題が存在する。これが「総論」や「基礎理論」である。こうした点にも気を配りながら授業を行う予定である。</p>
科目的到達目標 (理解のレベル)	①教科書の記述、判例を十分に理解することで、統治機構論の基礎的な理論や用語について理解し、説明することができる。 ②判例相互の関係や、判例に対する批判的な学説も踏まえ、具体的な法的問題について自分なりの法解釈を説得的に論じることができる。 ③新聞やニュースなどで報道されているような、現実の社会に生じている統治機構論上の問題について、日本国憲法と結びつけて考え、それについて自分の意見を論じることができる。
授業形態	講義
授業方法	講義形式で行うが、大学の方針などにより変更される場合がある。授業中にresponを用いる。 事前にmanabaにレジュメやスライドをアップロードしておくので、各自で印刷するなりPC、タブレットなりで参照できるようにしておくこと。レポートや課題などの提出は全てオンラインで行う。
授業計画	<p>【第1回】総論 憲法の意義</p> <p>【第2回】日本憲法史</p> <p>【第3回】憲法の基礎原理 権力分立と法の支配</p> <p>【第4回】国民主権と象徴天皇制</p> <p>【第5回】平和主義① 歴史と解釈論</p> <p>【第6回】平和主義② 9条の展開と判例</p> <p>【第7回】選挙 選挙の基本原則と現行制度</p> <p>【第8回】政党</p> <p>【第9回】議院内閣制 国会と内閣の関係</p> <p>【第10回】立法権① 国会の地位と権限</p> <p>【第11回】立法権② 国会の運用</p> <p>【第12回】立法権③ 議員の自律と国会議員の地位</p> <p>【第13回】行政権① 内閣の地位と権能</p> <p>【第14回】行政権② 内閣總理大臣と國務大臣</p> <p>【第15回】行政権③ 内閣と行政各部</p> <p>【第16回】政治改革後の統治システム</p> <p>【第17回】司法権① 司法権の範囲</p> <p>【第18回】司法権② 裁判所の組織と権能</p> <p>【第19回】司法権③ 司法権の独立・裁判を受ける権利</p>

	<p>【第20回】違憲審査制① 憲法訴訟の意義と性質</p> <p>【第21回】違憲審査制② 違憲審査の対象と要件</p> <p>【第22回】違憲審査制③ 憲法判断の方法</p> <p>【第23回】財政</p> <p>【第24回】地方自治①地方自治の沿革、意義</p> <p>【第25回】憲法改正</p> <p>【第26回】まとめ</p>
事前・事後学修	<p>授業前に指定された範囲の教科書・判例集を読んでおき、よく理解できなかったところを正確に把握すること。 授業後に、授業時に出された課題に取り組むこと、授業時にとったノートをみながら再度教科書を読むこと。</p> <p>参考文献に挙げた論文や本を読むこと、普段から新聞やニュースをみて憲法に関する時事問題に触れることも有用な学習である。理解できない点やもっと詳しく知りたい点があれば、担当教員にメールなどでぜひ問い合わせてほしい。</p>
成績評価方法・基準	到達目標に達しているかどうかを基準に、中間課題(30%)、授業内期末課題(70%)によって評価する。
教科書・指定図書	<p>(教科書) 本秀紀編『憲法講義[第3版]』(日本評論社、2022) 上田健介・尾形健・片桐直人『憲法判例50! [第2版]』(有斐閣、2020)</p> <p>※なんでもよいので六法は用意しておくこと。学習用であれば『ポケット六法』や『デイリー六法』が一般的である。すぐに参照できるのであればアプリなどで参照しても構わない。</p> <p>(指定図書)使用教科書とは異なる視点を獲得するためのもの(図書館等での参照を推奨するものであり、必ずしも購入する必要はない) 橋口陽一『六訂 憲法入門』(勁草書房、2017) 安西文雄ほか『憲法学読本[第3版]』(有斐閣、2018) 菅部信喜『憲法[第7版]』(有斐閣、2019) 長谷部恭男『憲法[第7版]』(新星社、2018)</p> <p>(指定図書)使用教科書とは異なる視点を獲得するためのもの 橋口陽一『六訂 憲法入門』(勁草書房、2017) 安西文雄ほか『憲法学読本[第3版]』(有斐閣、2018) 本秀紀『憲法講義[第2版]』(日本評論社、2018) 長谷部恭男『憲法[第7版]』(新星社、2018)</p>
履修上の留意点	積極的に質問をしたり、意見・要望を伝えてください。できる限りフィードバックするつもりです。
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LB101
講義コード	1LB000100
講義名	民法 I (総則)A組
担当者名	木原 浩之
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	

科目的趣旨	民法の膨大な体系をまとめ、その通則として総則をおくのが、パンデクテン・システムである。内容的な分析を加えると、いわゆる家族法までの通則足りているのか、との問題もあるが、権利の体系、法人、法律行為・意思表示、代理、無効と取消、時効、更には条件・期限・期間は通則としての意味や機能をそれなりに果たしていよう。物権以下の民法を学んだ後にもう一度振り返ってみれば、総則の深みがわかつてくると思われる。
授業の内容	まず、民法全体の体系と構造、民法の基本原則について解説する。具体的には、法の分類と民法の位置づけ、民法典の体系と構造(パンデクテン方式による法典編纂の特徴)、日本民法典の生成と展開(民法特別法の制定・改正状況を含む)、判例法や慣習法の役割、近代市民法の三大原則と現代社会におけるその修正、時・人・場所についての民法の効力、および、一般条項の機能といった問題を取り上げる。 次に、民法総則に規定されている制度について解説する。具体的には、権利の主体としての「自然人」と「法人」、権利の客体としての「物」(ここでは、物権法で学ぶ「不動産・動産の物権変動論」にも簡単に言及する)、「権利の変動原因としての「法律行為」、本人に代わって他人が法律行為をする場合の「代理」、法律行為の付款としての「条件・期限」、および、「時効」をめぐる問題を取り上げる。その際、できるだけ具体的な事例を取り上げて、分かりやすく解説する。
科目的到達目標 (理解のレベル)	まず、民法全体と関連づけながら、「民法総則」の位置づけを理解してもらう。次に、「民法総則」の重要な論点につき、関連する条文の制度趣旨、基本判例・重要判例、学説、特別法などを有機的に関連づけながら理解してもらう。
授業形態	講義
授業方法	1. 事前に授業教材をmanabaに掲載する。 2. 授業は講義形式に基づく。
授業計画	1. オリエンテーション 2. 民法の特色1(意義、民法典の体系と構造) 3. 民法の特色2(成文法、判例法、慣習法、条理) 4. 民法の基本原則1(近代市民法の三大原則) 5. 民法の基本原則2(一般条項の機能) 6. 自然人1(権利能力:始期と終期、失踪宣告、住所、不在者) 7. 自然人2(行為能力:制限能力者制度) 8. 法人1(意義、種類、設立と登記) 9. 法人2(行為能力・不法行為責任) 10. 法人3(権利能力なき社団) 11. 権利の客体(物) 12. 法律行為1(意義、種類、解釈) 13. 法律行為2(有効要件、公序良俗違反ほか) 14. 法律行為3(意思表示総論) 15. 法律行為4(心裡留保) 16. 法律行為5(虚偽表示) 17. 法律行為6(錯誤) 18. 法律行為7(詐欺・強迫) 19. 法律行為8(無効および取消し) 20. 代理1(意義、種類、代理権) 21. 代理2(代理行為、無権代理) 22. 代理3(無権代理と相続、表見代理) 23. 条件・期限・期間 24. 時効1(総論) 25. 時効2(取得時効) 26. 時効3(消滅時効)
事前・事後学修	・事前学修としては、授業計画に沿って授業教材と教科書の該当箇所を熟読しておくこと。 ・事後学修としては、講義メモ、授業教材、教科書などを基にオリジナルのノートを毎回作成すること。
成績評価方法・基準	・授業時間外に、単元の区切りに応じて合計4回のテストを実施する。 ・成績はその4回のテストの点数に基づいて評価する(4回×25% = 100%)。 ・manabaのレポート欄にテストを掲載し、48時間以内に提出するという方式を探る。 ・各回のテスト開始日時については授業時間中に告知する。
教科書・指定図書	(教科書) 中田邦博ほか『新ブリメール民法1 民法入門・総則(第3版)』(法律文化社、2022年) ISBN-13 : 978-4589042316

履修上の留意点	1. 最新版の小型六法と授業教材を毎回の授業に必ず持参すること 2. 授業には予習・復習をして臨むこと 3. 私語厳禁
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LB201
講義コード	1LB000200
講義名	民法 II(物権)A組
担当者名	鹿島 秀樹
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	

科目的趣旨	民法の一分野で、物と人との諸関係を取り上げる。前半は物権法総説の部分で、後半は担保法の一分野である。前半では、導入部としての物権・債権鑑別論から始まり、物権的請求権や物権変動を中心とし、各種の物権を見る。後半は債権での議論を想定しつつ、いわゆる物的担保として、抵当権を中心に取り上げる。それ以外に、留置権、先取特権、質権があり、非典型としては仮登記担保、譲渡担保、所有権留保がある。
授業の内容	学生時代の私は、民法好きの学生でしたが、物権法はあまりおもしろくないと感じていました。議論の内容も地味で、暗記中心の平板な科目と思っていたのです。それが誤解であることは、実務家になってよく分かりましたが、それでも、物権法とは、教える側が相當に工夫をし、学ぶ側も地道な努力をしないと、「おもしろい」とは感じられない科目であると今でも思います。 ですので、この講義は、まずは「おもしろく」物権法を説明したいと考えています。そのためには、重要であつたり興味深い論点(例えば、「物権変動論」や「対抗問題」といった論点です)は、事例問題をベースに皆で考えるような形式の授業展開にする予定です。一方、あまり大事でない(あるいはつまらない)と考える部分は、思い切って省略します。 学生諸君が最後まで学習意欲を維持できるように、メリハリのある、「おもしろく役に立つ」授業をめざします。
科目的到達目標 (理解のレベル)	学生は、①物権法の体系(目次程度のもので可)を押さえた上で、基本的なテーマに関する基礎的な概念・知識を定着させる。②次に、①を前提として、簡単な設例につき、自ら文章を書いて答える程度の応用力を身につける。 上記①、②をクリアしてくれれば十分です。
授業形態	講義
授業方法	事前配布資料(レジュメ等)は、授業前に授業支援システム(manaba)にアップする。学生は、それらをもとに予習した上で授業に参加する。授業自体は、コロナ禍などの状況が極端に悪化しない限り、対面で実施する。授業に対する質問は、授業終了後にmanabaあるいはメールにて個別に回答する。
授業計画	【第1回】物権の意義・性質・種類 【第2回】物権の効力(優先的効力、物権的請求権) 【第3回】物権変動①—意義と原因(法律要件) 【第4回】物権変動②—意思主義と形式主義を中心として 【第5回】物権変動③—所有権移転時期を中心として 【第6回】不動産物権変動①—公示と登記 【第7回】不動産物権変動②—民法177条を中心として 【第8回】不動産物権変動③—不動産登記の効力と有効要件 【第9回】動産物権変動①—序説(民法178条を中心として) 【第10回】動産物権変動②—即時取得(民法192条) 【第11回】占有権 【第12回】所有権①—概説(意義、内容) 【第13回】所有権②—相隣関係、取得 【第14回】所有権③—共有 【第15回】用益物権 【第16回】担保物権総論—実務的イメージ、効力・性質 【第17回】留置権 【第18回】先取特権、質権 【第19回】質権 【第20回】抵当権①—序説・設定 【第21回】抵当権②—効力の及ぶ範囲 【第22回】抵当権③—効力の具体的な内容 【第23回】抵当権④—処分、消滅 【第24回】抵当権⑤—根抵当権 【第25回】非典型担保①—譲渡担保 【第26回】非典型担保②—その他
事前・事後学修	〈予習〉レジュメは事前にアップするので、レジュメ表面の内容を読み、最低限、引用された条文は六法で確認すること(更に進んだ学習を目指す者は、教科書及び判例百選の該当箇所を確認しておくこと)。 〈復習〉授業が終わった後、レジュメ裏面を含めた全体の復習をし、教科書・判例百選の該当箇所を読了(再読)すること。民法の学習は、条文に始まり、条文に終わる。復習の最後には、各回の授業で扱った条文をノートに書き抜き、その横に簡単な解釈コメントを付すること。併せて、判例六法(有斐閣)の該当判例をチェックすれば、公務員試験対策はほぼ完璧である。
成績評価方法・基準	①オンラインテスト(正誤問題=科目的到達目標①に対応、2回)…50% ②定期試験(論述問題=科目の到達目標②に対応)…50%
教科書・指定図書	①教科書…淡路ほか・民法 II—物権[第5版](有斐閣Sシリーズ)

	<p>②指定図書…潮見ほか・民法判例百選①総則・物権[第8版]（有斐閣、昨年購入した人は購入の必要ありません）</p> <p>③ポケット六法（有斐閣）又はデイリー六法（三省堂）は、最新版に買い替えて持参することが望ましい（進んだ学習を目指す者は、判例六法（有斐閣）を購入すること）</p>
履修上の留意点	授業に対する出欠は、一切とりませんが、きちんと出席していない人は単位取得ができないように、試験等のやり方を工夫します（授業時間内に適宜ヒントやアドバイスを示します）。単位が欲しい方は、出席することが賢明でしょう。
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LB202
講義コード	1LB000300
講義名	民法Ⅲ(債権総論)A組
担当者名	鹿島 秀樹
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	

科目的趣旨	民法の中の債権を取り扱う分野であるが、通常それは二つに分けられており、総論と各論と称されている。ここではその総論が対象となる。民法典では(条文上は)第三編債権となっており、そのうちの第一章総則とされている部分であるが、当然内容的には第二章契約以下の各論部分と強い結びつきを持っている。債務不履行、債務者の一般財産の保全、弁済、多数当事者の債権関係、債権譲渡、が重要であろう。
授業の内容	<p>債権総論は、民法の中で最も興味深く、そして最も難しい領域です。</p> <p>教える側として、次の各点に留意するつもりです。</p> <p>① 民法の解釈論にとって、要件・効果の関係を整理して理解することが大事と考えています。異論もある考え方ですが、私の授業では、要件・効果論を中心に授業を進めて行きます。</p> <p>② 債権総論の各論点が実際に使われる場面を例示しながら授業を進めます。</p> <p>③ 皆さんの理解度を途中で測りながら、無理があるようならば、簡易・簡略な授業へと内容をシフトします。</p> <p>それでは、「民法の難所」に果敢にチャレンジしてください。</p>
科目的到達目標 (理解のレベル)	学生は、①債権総論の体系(目次程度のもので可)を押さえた上で、基本的なテーマに関する基礎的な概念・知識を定着させる。②次に、①を前提として、簡単な設例につき、自ら文章を書いて答える程度の応用力を身につける。 上記①、②をクリアしてくれれば十分です。
授業形態	講義
授業方法	事前配布資料(レジュメ等)は、授業前に授業支援システム(manaba)にアップする。学生は、それらをもとに予習した上で授業に参加する。授業自体は、コロナ禍などの状況が極端に悪化しない限り、対面で実施する。授業のに対する質問は、授業終了後にmanabaあるいはメールにて個別に回答する。
授業計画	<p>【第1回】ガイダンス—民法の中の債権総論</p> <p>【第2回】債権の概念</p> <p>【第3回】債権の発生原因と要件</p> <p>【第4回】債権の種類</p> <p>【第5回】債権の効力</p> <p>【第6回】債務不履行の概念</p> <p>【第7回】債務不履行に基づく損害賠償の要件</p> <p>【第8回】債務不履行に基づく損害賠償の効果</p> <p>【第9回】受領遅滞</p> <p>【第10回】債権者代位権①(序説、要件)</p> <p>【第11回】債権者代位権②(効果、転用事例)</p> <p>【第12回】許害行為取消権①(意義、要件)</p> <p>【第13回】許害行為取消権②(行使方法等)</p> <p>【第14回】許害行為取消権③(効果)</p> <p>【第15回】債権の消滅①(弁済の基礎事項)</p> <p>【第16回】債権の消滅②(弁済供託、代物弁済等)</p> <p>【第17回】債権の消滅③(相殺、更改、免除、混同)</p> <p>【第18回】債権譲渡①(序説)</p> <p>【第19回】債権譲渡②(譲渡制限の意思表示等)</p> <p>【第20回】債権譲渡③(対抗要件)</p> <p>【第21回】債権譲渡④(将来債権譲渡)</p> <p>【第22回】多数当事者の債権関係①(連帯債務を中心として)</p> <p>【第23回】多数当事者の債権関係②(保証債務を中心として)</p> <p>【第24回】債務引受け・契約上の地位の移転</p> <p>【第25回】進行調整期日(今までの積み残し部分の講義)</p> <p>【第26回】まとめ—取引社会における債権総論の重要性</p>
事前・事後学修	<p>予習)レジュメは事前にアップするので、レジュメ裏面の内容を読み、最低限、引用された条文は六法で確認すること(更に進んだ学習を目指す者は、教科書及び判例百選の該当箇所を確認しておくこと)。</p> <p>〈復習〉授業が終わった後、レジュメ裏面を含め(た全体の復習をし、教科書・判例百選の該当箇所を読了(再読)すること。民法の学習は、条文に始まり、条文に終わる。復習の最後には、各回の授業で扱った条文をノートに書き抜き、その横に簡単な解釈コメントを付すること。併せて、判例六法(有斐閣)の該当判例をチェックすれば、公務員試験対策はほぼ完璧である。</p>
成績評価方法・基準	オンラインテスト(正誤問題=科目的到達目標①に対応、2回)…50% 定期試験(論述問題=科目的到達目標②に対応)…50%

教科書・指定図書	①教科書…野村ほか・民法Ⅲ—債権総論[第4版](有斐閣Sシリーズ) ②指定図書…潮見ほか・民法判例百選②債権[第8版](有斐閣、昨年購入した人は購入の必要ありません) ③ポケット六法(有斐閣)又はデイリー六法(三省堂)は、最新版に買い替えて持参することが望ましい(進んだ学習を目指す者は、判例六法(有斐閣)を購入すること)
履修上の留意点	授業に対する出欠は、一切とりませんが、きちんと出席していない人は単位取得ができないように、試験等のやり方を工夫します(授業時間内に適宜ヒントやアドバイスを示します)。単位が欲しい方は、出席することが賛成でしょう。
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LC201
講義コード	1LC000100
講義名	商法総則・商行為法A組
担当者名	渋谷 光義
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	

科目的趣旨	本科目では、商法典第一編総則および会社法第一編総則、ならびに商法典第二編商行為を中心に学修する。私法のなかで、個人生活一般を扱うのが民法であり、これに対し企業取引関係を扱うのが商法である。商法総則・商行為法では、この企業取引(商取引)について、総論として「総則」を、各論として「商行為」を取り上げるが、民法における一般取引との比較のうえで、企業取引をとらえていくことになる。
授業の内容	この授業では、商法分野のうち、「商法総則・商行為法」を中心に取り上げる。 商法上の制度や商取引の仕組みについて基本的な知識を修得するとともに、商法総則・商行為法の分野の基本的問題点に関する判例・学説の検討を通じて、法的なものの考え方を養成する。
科目的到達目標 (理解のレベル)	①民法の特別法としての商法の意義を理解し、説明できる。 ②商法上の制度・商取引の仕組みについて理解し、説明できる。 ③商法総則・商行為法の基本問題に関する理解を深める。
授業形態	講義
授業方法	対面型により、授業を行う。 講義形式で授業を進める。 商法総則・商行為法は極めて技術的かつ合目的な分野であり、他の法分野と比べて難しい分野でもあるため、受講生は毎回テキストやこれに関連する資料を事前に予習しておくことが必要となる。 授業は条文を参照しながら行われるので、必ず最新版の六法を持参すること。 そのほか、manabaを通じて、レジュメを配布するので、授業の際に、レジュメを持参すること。
授業計画	この授業では、前半で、商法総論、商行為の概念、商法上の諸制度について説明し、後半で、商事売買など各種の商行為について概観する。 会社法総則と大いに関係がある「商法総則」の部分に重点を置く。 以下のことをテーマとして、順次講義を進めていく。 なお、教員のスケジュール上の都合や、進度との関係によって変更の可能性がある。 【第1回】ガイダンス 【第2回】商法の意義 【第3回】商法の特色 【第4回】商法の法源 【第5回】商法の適用順位・商法の適用範囲 【第6回】商行為の意義と種類(1)商行為の意義・絶対的商行為 【第7回】商行為の意義と種類(2)営業的商行為・附属的商行為 【第8回】商人(1)意義・種類 【第9回】商人(2)商人資格の喪失 【第10回】営業(1)意義・営業所 【第11回】営業(2)営業譲渡 【第12回】商号(1)商号の意義・選定・登記・譲渡 【第13回】商号(2)名板貸 【第14回】商業使用人(1)総説・支配人 【第15回】商業使用人(2)表見支配人・その他の使用人 【第16回】商業登記(1)意義・登記事項

	<p>【第17回】商業登記(2)商業登記の効力</p> <p>【第18回】商行為に関する通則(1)契約成立に関する規定</p> <p>【第19回】商行為に関する通則(2)債務の履行・債権担保に関する規定</p> <p>【第20回】商行為に関する通則(3)代理・委任に関する規定</p> <p>【第21回】商事売買</p> <p>【第22回】交互計算</p> <p>【第23回】匿名組合</p> <p>【第24回】仲介営業(1)代理商</p> <p>【第25回】仲介営業(2)仲立人</p> <p>【第26回】仲介営業(3)問屋</p>
事前・事後学修	<p>予習：授業の最後に予習すべき範囲が指定されるので、教科書・参考書の該当箇所を繰り返して読んでおくこと。予習するにあたっては、自分の頭で考えながら読み、理解するように努めること。</p> <p>復習：レジュメ・教科書・参考書・授業で取ったノートに基づいて、授業で取り上げた事項を理解するように努めること。</p>
成績評価方法・基準	<p>筆記試験(100%)により、成績評価を行うことを予定している。</p> <p>ただし、新型コロナウイルスの感染状況によって、変更の可能性がある。</p> <p>いずれにしても、詳細は授業中に指示する。</p>
教科書・指定図書	<p>【教科書】</p> <p>①近藤光男『商法総則・商行為法(第8版)』(有斐閣) ISBN 978-4-641-13808-7</p> <p>②神作裕之=藤田友敬編『商法判例百選』(有斐閣) ISBN 978-4-641-11543-9</p> <p>【指定図書】</p> <p>①大塚英明=川島いづみ=中東正文『商法総則・商行為法(第3版)』(有斐閣)</p> <p>②北居功=高田晴仁編『民法とつながる商法総則・商行為法(第2版)』(商事法務)</p> <p>③落合誠一ほか『商法 I —総則・商行為(第6版)』(有斐閣)</p> <p>④弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法(第3版)』(有斐閣)</p>
履修上の留意点	<p>法律の体系上、ある程度の民法の理解がないと、商法の理解は著しく困難である。</p> <p>そのため、民法のうち、財産法科目(民法総則、物權法、債權總論、債權各論)を履修済みまたは履修中であることが望ましい。</p> <p>そのほか、「会社法」、「手形法・小切手法」などの商法科目も併せて履修することを薦める。</p>
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LC202
講義コード	1LC000200
講義名	会社法 I A組
担当者名	上田 廣美
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	E/L/I/C/U
備考	実務経験のある教員による授業科目である。

科目的趣旨	本科目では、会社法を中心に学修する。会社法は企業法の基本であり、重要な科目である。会社法は、経済活動の主体である会社企業、とりわけ株式会社の組織に関する法制度を論じる組織法である。現代社会において、株式会社の重要性は大きく、したがって講義内容も単なる法制度の理解だけでなく、判例や時事的問題も詳細に取り上げる必要がある(企業コースは必修科目として設置)。
授業の内容	株式会社を中心に、経済活動の主体である会社法人に関する組織法である「会社法」を学ぶ。 商法関連科目には、商法・会社法・手形小切法・金融商品取引法・保険海商法が設置されているが、このうち、企業の取引・事業活動・決済手段など行為について学ぶのが商法・手形小切法・保険海商法であり、主に株式会社の経営者と株式会社に出資する株主の関係を中心に企業組織のルールについて学ぶのが会社法である。企業法の中心となる重要な法律が会社法である。なお、企業の資金調達の中心となる株式市場のルールを学ぶのが金融商品取引法である。 学生諸君は卒業後、企業社会で活躍することが期待されているので、その企業を律する法を正しく身に着けてほしい。進路から見ると、会社法はすべての学生に必要であり、営業職・経理財務職に進む学生には商法・手形小切法、貿易会社・保険会社に進む学生には保険海商法・金融機関・証券会社に進む学生には金商法が必要である。
科目的到達目標 (理解のレベル)	到達目標は、株式会社を中心に、経済活動の主体である会社法人に関する組織法である「会社法」を学ぶので、ビジネス実務法務検定試験3級に出題されるレベルを下限に、大卒者として一般企業が要求するレベルを目指す。学生は、この科目を通して企業社会で通用する大卒者を目指すことになる。大卒社員におけるニーズは自分のアタマで考える創造力である。学生は講義内容から自分で様々な創造できる人材を目指すことになる。
授業形態	講義
授業方法	対面授業。PC等持参。ただし、各自の出席記録はとらない。 授業方法は、原則として、教室で学生と対面して、教員から一方的な講義を行う。学生は、教員による講義を指定教科書を開きながらノートをとる。 教室入室受講の際は感染症対策に鑑み、以下のルールに従わない場合は退出を求める場合がある。 1. 教員の指示する座席に着席すること。2. 入室後は退室するまで一切の会話を禁ずる。3. 教室内での飲食・睡眠も一切禁止する。4. 教員とのコミュニケーションはメール利用すること。5. マスク着用。6. 咳など体調不良者は入室を認めないこともある。
授業計画	本シラバスは2022年12月の情報にもとづき作成されている。2023年4月開講時に変更があった場合は、履修生にmanabaコースニュースまたは授業で案内する。 【授業計画】 第1回 ガイダンス 教室教卓PCの動作確認後の授業開始となる。授業の進め方・試験規程とその懲戒につき説明する。 第2回 会社法総説 商法科目のうち、会社法の組織法としての会社法の位置づけを明確に理解する。 第3回 法人と法人格否認の法理 会社法人を隠れ蓑にして詐害行為を行う場合に、その場合において法人格を否認して取引の相手方を保護する事例を学ぶ。 第4回 発起設立 会社法の設立のうち、発起人のみを出資者として設立する場合の法手続きを学ぶ。 第5回 募集設立 会社法の設立のうち、発起人以外の者にも出資を募って設立する場合の法手続きを学ぶ。 第6回 株主の地位と権利 株式会社の出資者であり、所有者である株主の地位と共益権や自益権等の主な権利について学ぶ。 第7回 株式会社の機関構造 株主総会および会社の運営機関の設計に関し、監査役設置会社をはじめ他の設計についても学ぶ。 第8回 株主総会の手続 株主総会の招集手続きをはじめ、取締役設置会社を中心に株主総会の会社法上の権限について学んでいく。 第9回 株主総会の問題点 パーチャル型株主総会の可能性など、近時の問題や從来からの問題を明らかにする。 第10回 取締役と取締役会 監査役会設置会社を基本形として、経営者として取締役とその合議体である取締役会について学ぶ。 第11回 取締役の義務 会社法の定める取締役の義務として、善管注意義務、忠実義務、競業避免義務、利益相反等について学ぶ。 第12回 取締役の責任 会社法の定める取締役の責任として、義務違反としての任務懈怠や法令違反、経営判断の原則との関係について学ぶ。 第13回 株主代表訴訟 役員の会社に対する責任追及を、株主が会社を代表して行う株主代表訴訟の仕組みと事例について理解する。 第14回 監査役・会計参与・会計監査人 会社経営を監督・監査する役割を担う機関につき、監査役および会計監査人を中心に学ぶ。 第15回 株式会社の運営機関とガバナンス コーポレート・ガバナンスの視点から、会社法上の株式会社の運営機関の在り方について考察する。 第16回 自己株式 株式会社が自社の株式を取得する意味について、その制度と許容される場合について学ぶ。 第17回 株式の譲渡 株式は自由譲渡の原則があるが、その例外として譲渡制限株式の制度について学んでいく。 第18回 募集株式と新株発行 株式会社は資金調達の手段として、株式を新たに発行することができる。その法的意味について考察する。 第19回 新株予約権 株式会社は募集株式の発行に関して予約権を発行することができる。その仕組みと利用における法的意味を考察する。 第20回 社債

	<p>株式会社は資金調達に手段として、社債を発行することができる。社債と株式の違いを正しく理解する。</p> <p>第21回 会計帳簿と計算書類 財務諸表のうち、損益計算書と貸借対照表を取り上げて、その基本的な読み方を概説する。</p> <p>第22回 組織再編 事業活動を進めるうちに、企業はその組織を再編成することで企業価値を高めようとする学ぶ。</p> <p>第23回 合併 包括的承継として、複数の会社が一つの法人格に統合される場合、吸収合併および新設合併について学ぶ。</p> <p>第24回 分割 いわゆる「切り出し」として、会社がある事業部門を分割するさまざまな法的手法を学ぶ。</p> <p>第25回 株式交換・株式移転 会社の株式をお互いに交換したり移転することで、資本提携を行ったり、子会社となる手法について学ぶ。</p> <p>第26回 営業譲渡 会社の事業部門を他社に譲渡する営業譲渡では、一般に法人格は維持される。会社法上の組織再編との相違を学ぶ。</p> <p>上記は進度にあわせ変更される場合がある。教科書の章立てに合わせて、manabaによる理解度確認演習を複数回実施する予定である。</p>
事前・事後学修	<p>授業外学修は、 事前学習：教科書の次のページを読んでおくこと（所要30分） 事後学習：授業の内容のノートを整理しておくこと（所要60分） 対面講義は、テレビや映画の視聴とは異なる。教室にPCを持参し、教科書・ノートを広げ、学習環境を整備して、受講すること。教員のトークを聞きながら要点を筆記できる能力がないと、企業人になれない。上司や取引先は板書してくれない。板書を見て書き写すだけでは、大学教育の到達レベルとはいえない。トークを聴きながらメモするスキルをこの授業で学んでもらいたい。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験(筆記試験)100%で評価する。 春学期期間に実施されるビジネス実務法務検定試験合格者は、期末試験の得点に10点を加点する。ビジネス実務法務検定試験は、各自、以下のHPから申し込んでおくこと。https://kentei.tokyo-col.or.jp/houmu/ この資格は、民間企業就職の際に有利である。3級から挑戦することが望ましい。</p>
教科書・指定図書	担当教員の執筆した教科書をmanabaで配布の予定。
履修上の留意点	<p>教室にPC・タブレットをなるべく持参。出席はとらない。ただし、manabaの理解度確認演習に回答のない者は常時欠席とみなし、単位を与えない。</p> <p>教室入室して受講するときは感染症対策に鑑み、以下のルールに従うこと。従わない者には退出を求める場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教員の指示する座席に着席すること。 2. 入室後は退室するまで一切の会話を禁ずる。 3. 教室内での飲食・睡眠も一切禁止する。 4. 教員とのコミュニケーションはメール利用すること。 5. マスク着用。 6. 咳など体調不良者は入室を認めないこともある。
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LD101
講義コード	1LD000100
講義名	刑法 I (総論)A組
担当者名	山本 高子
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C
備考	

科目的趣旨	刑法総論は、刑法上の「犯罪」の一般的成立要件について学ぶ科目である。内容は、刑法の基礎理論、犯罪の3大成立要件である[1]構成要件(不作為犯、因果関係等)、[2]違法性(正当防衛、緊急避難、被害者の同意等)、[3]責任(故意、錯誤、過失、責任能力等)が中心となる。その後、構成要件の修正形式といわれる未遂犯、共犯について学び、最後に、複数の犯罪が成立する場合の刑法上の処理方法に関する罪数論、刑罰論について学ぶ。
授業の内容	本講義は刑法総論を取り扱います。刑法総論は、犯罪全般について検討する犯罪論と刑罰の本質について検討する刑罰論とに大別されます。刑法は、学説の対立が厳しい法領域です。従って、学説や判例の解説に主眼が置かれることとなります。抽象的な議論ばかりではなく、具体的な事例を取り上げながら、講義を進めていきたいと思います。その上で、学説や判例の立場を参考に、自分が支持する立場を導き、さらには具体的な事例に対する妥当な結論が導けるように、授業をまとめていきたいと思います。
科目的到達目標 (理解のレベル)	基本的人権の保障と社会秩序の維持の調和を念頭に置きながら、刑法総論上の諸問題につき、結論の妥当性ある解釈論を展開することができるよう、講義を進めていきたいと考えています。ノートをとる力、自分の頭で考える力を身につけ、論理整合性ある結論を導くことができるようにすることを目標とします。法科大学院への進学を考えている学生にも有意義な講義となるようにしたいと思います。
授業形態	講義
授業方法	原則として講義形式をとります。あらかじめmanabaにレジュメを載せておきますので、可能であれば目を通して講義に出席してください。学生の考え方や理解をはかるため、適宜responのアンケートを使用します。
授業計画	<p>【第1回】ガイダンス、刑法の基礎</p> <p>【第2回】罪刑法定主義</p> <p>【第3回】刑法の効力、犯罪論概説</p> <p>【第4回】構成要件</p> <p>【第5回】因果関係</p> <p>【第6回】間接正犯</p> <p>【第7回】不作為犯</p> <p>【第8回】違法性論</p> <p>【第9回】正当防衛</p> <p>【第10回】緊急避難、自救行為</p> <p>【第11回】正当行為</p> <p>【第12回】義務の衝突、被害者の承諾</p> <p>【第13回】責任論概説</p> <p>【第14回】責任能力、原因において自由な行為</p> <p>【第15回】故意</p> <p>【第16回】事実の錯誤</p> <p>【第17回】法律の錯誤</p> <p>【第18回】過失、期待可能性</p> <p>【第19回】未遂論概説、実行の着手</p> <p>【第20回】中止犯、不能犯</p> <p>【第21回】共犯論概説</p> <p>【第22回】共同正犯</p> <p>【第23回】教唆犯、從犯</p> <p>【第24回】共犯と身分</p> <p>【第25回】共犯の諸問題</p>

	【第26回】罪数論・刑罰論
事前・事後学修	あらかじめレジュメをmanabaからダウンロードして、可能な範囲で目を通してください。 また、もし可能であれば、指定図書を読んで講義に出席すると理解が深まると思います。 講義後は、レジュメやノートをしつかり見直して復習してください。
成績評価方法・基準	試験(100点)により評価します。
教科書・指定図書	[指定図書]立石二六著『刑法総論[第4版]』(成文堂、2015) 佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選I 総論[第8版]』(有斐閣、2020)
履修上の留意点	特に前もって履修しておくべき科目はありません。刑法に関心がある学生であればどなたでも歓迎します。各回で取り上げる問題点について、主体的に考えることを心がけてください。
更新日	2023/03/16

開設	法学部法律学科
科目ナンバー	LD201
講義コード	TLD000200
講義名	刑法 II(各論)A組
担当者名	山本 高子
開講情報	
単位数	4
受講可能学部	B/E/L
備考	

科目的趣旨	刑法各論は、刑法総論で学ぶ犯罪の一般的成立要件に関する知識を前提として、個々の犯罪の特殊な成立要件を学ぶ科目である。内容は、刑法典第二編「罪」の諸規定が予定する法益を保護するために最も適切な解釈を学ぶため、個人的法益に対する罪(生命・身体に対する罪、自由に対する罪、財産に対する罪等)、社会的法益に対する罪(公共の安全に対する罪、公共の信用に対する罪等)、国家的法益に対する罪等、保護法益毎に学んでゆく。
授業の内容	刑法各論では、刑法典上の犯罪類型についての個別的検討を行います。その際、当該犯罪の保護法益は何かということを念頭に置きながら、その犯罪の特徴を把握することが大切です。 本講義では、刑法各則上の犯罪類型を個人的法益、社会的法益、国家的法益に区分し、その順序で講義することとします。抽象的な議論ばかりではなく、具体的な事例も取り上げながら、講義を進めていきたいと思います。古典的な問題だけでなく、現代的な問題にも配慮したいと思っています。
科目的到達目標 (理解のレベル)	基本的人権の尊重と社会秩序の維持の調和を念頭に置きながら、妥当な結論を導くことができる解釈論を展開する力を身につけることを最終的な目標とします。論理的な矛盾なく、整合的な理論を展開できるようになってほしいです。また、刑法総論の問題領域へも横断的に思考を及ぼすことができるようになりたいと思います。
授業形態	講義
授業方法	レジュメを使用し、講義形式で行います。レジュメはあらかじめmanabaに載せておきますので、可能な範囲で目を通してください。 学生の皆さんの考え方や理解度をはかるために、適宜responのアンケートを使用したいと思います。
授業計画	<p>【第1回】ガイダンス、人の意義</p> <p>【第2回】個人的法益に対する罪概論、殺人の罪</p> <p>【第3回】傷害の罪、過失傷害の罪</p> <p>【第4回】墮胎の罪、遺棄の罪</p> <p>【第5回】逮捕および監禁の罪、脅迫の罪</p> <p>【第6回】略取・誘拐および人身売買の罪、性的自由・感情に対する罪</p> <p>【第7回】住居を侵す罪、業務に対する罪、秘密を侵す罪</p> <p>【第8回】名誉および信用に対する罪</p> <p>【第9回】財産罪総論</p> <p>【第10回】窃盗の罪</p> <p>【第11回】強盗の罪</p> <p>【第12回】詐欺の罪</p> <p>【第13回】恐喝の罪</p> <p>【第14回】横領の罪</p> <p>【第15回】背任の罪</p> <p>【第16回】盗品等に関する罪、毀棄および隠匿の罪</p> <p>【第17回】社会的法益に対する罪概論、騒乱の罪</p> <p>【第18回】放火および失火の罪</p> <p>【第19回】出水および水利に関する罪、往来を妨害する罪</p> <p>【第20回】飲料水に関する罪、あへん煙に関する罪、通貨偽造の罪</p> <p>【第21回】文書偽造の罪</p> <p>【第22回】印章偽造の罪、支払用カード電磁的記録・不正指令電磁的記録に関する罪</p> <p>【第23回】風俗に対する罪、国家的法益に対する罪概論、國家の存立に対する罪</p> <p>【第24回】公務の執行を妨害する罪</p> <p>【第25回】逃走の罪、犯人蔵匿および証拠隠滅の罪、偽証の罪、虚偽告訴の罪</p>

	【第26回】汚職の罪
事前・事後学修	あらかじめレジュメをmanabaに載せておきますので、可能な範囲で目を通してください。 講義の後は、レジュメやノートをしっかりと復習してください。指定図書や判例百選にも目を通すことで、より理解が深まると思います。
成績評価方法・基準	試験(課題レポートに代える可能性もあります)(100%)により評価します。
教科書・指定図書	[指定図書]佐久間 修著『刑法各論〔第2版〕』(成文堂、2012) 大谷實『刑法講義各論〔新版第5版〕』(成文堂、2019) 佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅱ〔第8版〕』(有斐閣、2020)
履修上の留意点	刑法総論を履修しているか、履修済みであることが望ましいと思います。
更新日	2023/03/16